

岡崎市立矢作北中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめとは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に深刻な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、いじめに対する認識を全教職員で共有し、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関の連携のもとに進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという自己有用感を高めるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、「授業」や「部活動」に重点を置き、生徒に確実に知識や技能を身に付けさせるとともに、学習や部活動に対する達成感や成就感をもつことができ、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

<指導の重点として>

- ・全教育活動を通して、基本的な生活習慣づくりと、自らの行動を正しく判断し、実行する自己指導力の育成に努める。
- ・指導体制の確立と全教職員の共通理解のもとに、分かる授業・個を生かす授業の展開、心の通う学級づくり、充実感のある特別活動等を通して生徒と教職員の人間的なふれあいを深め、健全な生徒集団の育成に努める。
- ・生徒理解を深め生徒の特性を生かし、能力に応じた指導を充実し個性の伸長を図る。
- ・生徒の健全育成に向け、家庭、地域や関係諸機関との連携を重視した開かれた指導に努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ防止対策委員会」は、校長・教頭・教務主任・校務主任・校務主任補佐・学年主任・生徒指導主事・長期欠席担当・養護教諭・特別支援主任、スクールカウンセラー等で構成する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基付き、組織的な対応を図る。
- ・ 教職員による取組評価を行い、「いじめ防止対策委員会」及び「長期欠席・生徒指導部会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや学校生活アンケート、個人面談、部活動面談の結果を集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

- ・ いじめに関する校内研修として令和5年度はWEBQU結果の活用についての研修を行った。本年度はLGBTQ生徒への対応についての研修を行う予定である。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・ 随時、学校だより、学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況を発信する。
 - ・ 「ふれあいネットワーク矢北中」を活用して地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制をとる。
 - ・ 事案への対応については、適切にメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応に努める。また、必要に応じて、外部の専門家、関係諸機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
- ・ いじめアンケートや学校生活アンケート、個人面談を実施して、学級経営を見直し、よりよい学級づくりに努める。
 - ・ 生徒指導個票を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ 分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合もいじめの可能性を考え、周りまたは全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 生徒会主催の人権キャンペーン集会等でいじめ防止の話し合いを行う。
- カ 話し合い活動等の主体的な活動を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないよう保護者と連携し継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行動に関して、情報を共有して組織的に見守り、支援できる全校体制を整える。
- イ いじめアンケート、学校生活アンケート、個人面談の定期的な実施（各学期1回以上）や、生活ノート（華となれ）を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。

エ 主任児童委員、矢北中モニターや保護者から情報を得るように努める。

オ 生徒が相談しやすい環境を整える。

- ・ 教師と生徒の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- ・ スクールカウンセラーの相談日を全家庭に配付し、紹介する。
- ・ 電話相談窓口の一覧を生徒手帳に掲載し、周知徹底を図る。

キ 保護者を対象とした「いじめアンケート」の実施。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見やいじめの通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署、西三河児童福祉相談センター等の関連諸機関との連携のもとで取り組む。

オ「ネットいじめ」への対応については、必要に応じて警察署やサイバー犯罪対策室等とも連携して行う。

カ「いじめアンケート」「学校生活アンケート」「心のアンケート」を年間各3回実施する。それを受けて、全員を対象に面談（個人面談・部活動面談）を行い、気になる生徒の情報は学校全体で共有できるようにし、組織的に対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フォロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

(3) 調査結果については、被害生徒や保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組の評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ防止対策委員会」及び「学校評議員会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) 「生徒指導リーフ増刊号」（国立教育政策研究所作成）を参考にいじめ対策に取り組む。

(2) いじめ防止対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応について教職員の

資質向上に努める。

(3) 長期休業中の事前指導・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応のフォロー図】

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置** 長期欠席重大事態の場合、原則学校が主体

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

※ 「いじめ防止対策委員会」が調査組織の母体となる。

- 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等**

※ 説明内容

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体(組織の構成、人選)
- ③調査時期・期間
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法(調査の様式、聞き取り方法、手順)
- ⑥調査結果の提供(被害者、加害者側に対する提供等)

※ 「いじめはなかった」等、断定的な説明はしない。

※ 「家庭に問題があった」等、被害児童生徒・保護者の心情を害する言動をしない。

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施**

※ アンケート調査や聞き取り調査等の実施。調査においては、公平性・中立性を確保する。

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ 調査対象者(他の児童生徒及びその保護者)へ調査の目的や内容の伝達をする。

※ 学校に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合う姿勢を大切にする。

※ 関係諸機関との連携を図る。

●いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告をする)
- ※ 関係者の個人情報には十分に配慮する。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

●調査結果を教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。